

国技建管第4号
国技建調第7号
令和2年9月30日

各地方整備局 企画部長 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
建設技術調整室長
(公印省略)

生産性向上チャレンジ工事の試行と取組事例集について

生産性向上チャレンジ工事については、「生産性向上チャレンジ工事の試行について」(平成30年5月8日付け、国技建管第3号、国技建調第3号)により、建設現場における、新技術の活用だけではなく、施工手順の工夫や既存技術の組み合わせ等、現場での創意工夫による取り組みを国土交通省直轄工事においても積極的に推進するために試行している。

今後、更なる試行の推進を図るため、別紙を改定したので通知する。併せて、生産性向上チャレンジ工事の取組事例を集めた「生産性向上チャレンジ工事取組事例集(令和2年8月版)」を作成したので、試行実施において、参考にされたい。

なお、「生産性向上チャレンジ工事の試行について」(平成30年5月8日付け、国技建管第3号、国技建調第3号)については廃止する。

生産性向上チャレンジ工事 試行要領

1. 定義

生産性向上チャレンジ工事とは、工事契約後の施工段階において、受注者が施工にあたり、受注者の発案による施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取組の実施を推進するものである。

2. 対象工事

本試行の対象は、各地方整備局等で実施される、原則、全ての工事とする。

3. 取組方法

発注時において、対象工事であることを公告文、入札説明書等に明記するとともに、工事契約後、受注者は、当該工事において省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。取組を実施する場合は施工計画書に「生産性向上チャレンジ」の項目を設け、取組の内容や期待される効果等を明記し、完成検査時までに実施内容及び効果を報告するものとする。

4. 施工計画書に記載する内容

「生産性向上チャレンジ」を実施するにあたり、受注者は施工計画書に以下の内容を明記して監督職員等の承諾を得ることとする。

①取組の内容

施工手順の工夫や省人化等の生産性向上にかかる取り組みについて記載する。

なお、技術提案で提案済みの内容及び「直轄工事における新技術活用の推進について」（令和2年3月31日、国官技第468号他）に基づき実施している①ICT活用型、②発注者指定型、③発注者指定型（選択肢提示型）は除くものとする。

②期待される効果、効果の確認方法等

人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を示せる場合は、記載するとともに効果の確認方法を記載すること。

5. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた生産性向上に資する取組は、**審査項目別運用表 別紙1-⑧**（主任技術評価官）、**審査項目「5. 創意工夫」**細別「**I. 創意工夫**」、**工夫事項【その他】**において、効果等を勘案し、以下により評価を行う。

- i) 施工計画書に定量的な効果を記載していない場合で、計画に基づき、生産性向上チャレンジ工事に取り組んだことが確認できた場合
以下の記入例を参考に評価し、1点の加点とする。

【その他】

✓ その他 [理由： 施工計画書に記載した生産性向上に資する取組を実施した。]

- ii) 施工計画書に定量的な効果を記載している場合で、計画に基づき、生産性向上チャレンジ工事に取り組んだことが確認できたが、定量的な効果を確認出来なかった場合
以下の記入例を参考に評価し、1点の加点とする。

【その他】

✓ その他 [理由： 施工計画書に記載した生産性向上に資する取組を実施した。]

- iii) 施工計画書に定量的な効果を記載している場合で、計画に基づき、生産性向上チャレンジ工事に取り組んだことが確認できた場合の内、施工計画書に記載した定量的な効果を確認できた場合
以下の記入例を参考に評価し、2点の加点とする。

【その他】

✓ その他 [理由： 施工計画書に記載した生産性向上に資する取組を実施し、その効果を定量的に確認できた。]

※生産性向上チャレンジ工事の取組として工事成績評定において評価した取組については、**審査項目別運用表 別紙1-⑧**（主任技術評価官）、**審査項目「5. 創意工夫」**細別「**I. 創意工夫**」の**【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【働き改革】**で重複して評価しないように留意する

【公告文における記載例】

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

【入札説明書における記載例】

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の

取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができ、取組の履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。

本取組を実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。

【特記仕様書記載例】

第〇条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。

本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。